

令和6年監査公表第1号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第5項の規定に基づき、公表する。

令和6年 1月22日

半田市監査委員 岩田 玲子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年11月20日付け、提出のありました地方自治法第242条第1項の規定に基づく、住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであり、同条第5項の規定に基づき通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■■■

2 請求書の提出

令和5年11月20日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和5年11月20日付け、「住民監査請求書（47枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。なお、本件についての陳述を求めますので、その機会を与您いただよう依頼します。

第1. 措置対象者

半田市長 久世 孝宏

第2. 請求の趣旨

令和3年5月30日告示、同6月6日執行の半田市長選挙は、同選挙への立候補者（特に、久世孝宏陣営）が事前運動（公職選挙法129条違反）を大々的かつ公然と行ったことから、公明かつ適正な選挙執行に支障が生じました。このような異常な状況に対し、半田市役所関係者は真当な措置をとらず、久世孝宏を当選させました。この状況は、現在もつづいており、違法に半田市長になった久世氏を幫助している半田市役所関係者に支給した過去1年間分の

給与（一時金を含め）の内、210,963千円を半田市長 久世孝宏は、半田市に返還して弁償せよ、との判断を求めます。（返還金 210,963千円の積算根拠は、次頁以降に記します。）

第3. 返還金の算出根拠

1. 半田市に返還して弁償を求める 210,963千円について

前項「2. 請求の趣旨」に記述した半田市長久世に対し、半田市に返還して弁償を求める 210,963千円の根拠は、次の通りです。

(1) 弁償金算出の前提理由

本件住民監査請求に関する半田市長選挙への立候補者が事前運動を大々的かつ公然と行った事実（法 129 条違反）について、半田市長以下の半田市役所関係者全員が認識していました（その証拠・根拠は、次頁「2. 請求の理由」で示します。）。

この事実を前提に弁償金を次の（2）. の項で算出します。

(2) 弁償金 210,963千円の算出

次の算出は、令和5年度半田市当初予算の給与費（一時金を含む）を用いました。この給与費は、一年間分です。

区分	人数	A 給与額	B 弁償率	A×B 弁償金
	人	千円	%	千円
・ 特別長等	3	45,455	20	9,091
・ // その他	1,022	150,388	3	4,511
・ 一般 任用以外	734	3,947,229	5	197,361
・ // 任用	756	1,224,241	0	0
	人	千円	%	千円
計	2,515	5,367,313	3.93	210,963

i. 上記の'B. 弁償率'は、市長選挙違反への故意による見逃し責任率です。

ii. 公職選挙法 129 条違反の公訴時効は、3年です。

2. 請求の理由

半田市長久世孝宏が半田市に 210,963千円を返還して弁償しなければならない理由を以下に記述します。

(1) 半田市長選挙での法 129 条違反について

令和3年5月30日告示の半田市長選挙で久世陣営は、他の立候補者に先駆けて、大々的かつ公然と告示日前に選挙運動を行い不正な選挙戦を誘発した。

この違法は、当時の半田市長榊原純夫（半田市役所の元職員です。）以下の半田市役所職員が加担したことに起因している。

(2) 上記（1）の違法を半田市役所職員が黙認した。

半田市役所職員（非常勤を含む）は、上記（1）の違法について、現在も継続して黙認しており、その見逃し部分の給与は支給不要です。なお、法 129 条違反（事前運動）の公訴時効は、3年であり、現在この違法は時効になっていない。

(3) 半田市長久世孝宏は、違法を犯した認識がない。

半田市民をそそのかして半田市長になった久世孝宏は、次のような良識では考えられない言動・職務を行っているにもかかわらず、半田市役所職員（非常勤を含む）は、黙認している

(その部分の支給は不要)。

- i 久世氏は、市長選で当選した直後、他の候補者に「ノーサイド」と伝えている。「ノーサイド」を言外に出せる者は、フェアプレイ者のみです。
- ii 犯罪人を副市長に任命したり、主要部長に犯罪人を昇進させ、半田市役所の犯罪組織化をより強化した。

*「住民監査請求書(47枚)」の内、「第4 請求の原因」から「第6 これまでの法的措置の経緯」については、掲載を省略している。

3. 証拠方法

次に記した書証Ⅰ(附属書証26文書)、書証Ⅱ、書証Ⅲ(附属書証3文書)、書証Ⅳ～Ⅷを提出します。

- ・書証Ⅰ 令和5年8月21日付け、請求人作成、名古屋地裁あて
「訴状」(被告は、市選管と半田警察です。)の「第3 根拠方法」の項(23～30頁)の書証のうち、各書証番号の前部に赤色で○印を付している次の各書証を書証Ⅰに付属する書証として提出します。
書証Ⅰ-1、書証Ⅰ-2、書証Ⅰ-3、書証Ⅰ-4、書証Ⅰ-6、書証Ⅰ-7、書証Ⅰ-8、書証Ⅰ-10、書証Ⅰ-11、書証Ⅰ-12、書証Ⅰ-15、書証Ⅰ-19、書証Ⅰ-20、書証Ⅰ-21、書証Ⅰ-22、書証Ⅰ-23、書証Ⅰ-24、書証Ⅰ-25、書証Ⅰ-28、書証Ⅰ-29、書証Ⅰ-30、書証Ⅰ-32、書証Ⅰ-33、書証Ⅰ-39、書証Ⅰ-41、書証Ⅰ-42、の26書証です。
- ・書証Ⅱ 令和5年9月11日付け、請求人作成、名古屋地裁あて
「訴状」第2 申立の原因への補充書
- ・書証Ⅲ 令和5年9月26日付け、請求人作成、名古屋高裁あて
「訴状」第2 申立の原因への再補充書
書証Ⅲの「第2 証拠方法」の頁(11頁)の書証の各書証番号の前部に赤色で○を付している書証Ⅲに付属する次の書証。
書証Ⅲ-49、書証Ⅲ-50、書証Ⅲ-51の3書証です。
- ・書証Ⅳ 令和5年10月10日付け、請求人作成、半田市選管委あて
「お知らせ」(三者会談を検討した。)
- ・書証Ⅴ 令和5年10月10日付け、請求人作成、愛知県選管委あて(市町村課あて)
「半田市政の諸不正について(指導お願い)」(配達証明を添付)
- ・書証Ⅵ 令和5年9月29日付け、請求人作成、名古屋高裁あて
「提訴取下げ申立書」(名高裁の事務連絡を添付)
- ・書証Ⅶ 講談社現代新書発行、瀬木比呂志著
「絶望の裁判所」表表紙、裏表紙、はしがき部
- ・書証Ⅷ 講談社現代新書発行、瀬木比呂志著
「ニッポンの裁判」表表紙、裏表紙、はしがき部

以上

第2 監査の要件審査

令和5年11月20日に提出された「住民監査請求書（47枚）」は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、同年11月27日付けで受理を決定し、同月28日付けで請求人へ通知した。

なお、「2. 請求の趣旨」において、「幫助」に誤字があった。ただし、監査の結果に影響を及ぼさないことから、請求人に対して、補正を求めている。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和5年12月4日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■ ■ ■ ■

また、同日、令和5年12月4日付け、「令和5年11月28日付け（5半監第230号-5）に則り、証拠の提出とその陳述書（8枚）」の提出があり、12月1日付けでこれらを受理した。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（47枚）」の「第2 請求の趣旨」には、「半田市長になった久世氏を幫助している半田市役所関係者に支給した過去1年間分の給与（一時金を含め）の内、210,963千円を半田市長 久世孝宏は、半田市に返還して弁償せよ。」と記載されている。

したがって、本請求書の「第3. 返還金の算出根拠」に記載されている半田市役所関係者（2,515人）に支払われた過去1年間（令和4年11月21日から令和5年11月20日まで）の報酬及び給与・賞与等について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを監査の対象事項とするが、本請求書の「第2. 請求の趣旨」に半田市役所関係者は真当な措置をとらず、久世市長を当選させました。とあることからこの点を監査の対象事項とした。具体的には、選挙事務を分掌する半田市選挙管理委員会の委員及び同委員会の事務局職員に支払われた過去1年間（令和4年11月21日から令和5年11月20日まで）の報酬及び給与・賞与等について、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを監査の対象事項とした。

なお、既に通知（令和4年3月16日付け3半監第196号-19）のとおり、本請求書に記載されている公職選挙法に基づく、事前選挙運動において、不正・違法があったか否かは、財務に関する行為ではなく、監査委員が判断する事項ではないため、監査の対象事項としない。

また、本住民監査請求については、請求人からの申出により、法第199条の2の規定に基づき、西川承識見監査委員を除斥としたことを申し添える。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

- 1 本請求書の返還金の算定の根拠に記載されている半田市役所関係者（2,515人）の内、法第181条の規程に基づき、半田市選挙管理委員会が設置されている。分掌業務において、半田市選挙管理委員会以外には、直接、選挙に関わる業務を執行していない。

- 2 半田市選挙管理委員会の事務局（総務部総務課）から、次のとおり、事情を聴取した。法第194条の規定に基づき、半田市選挙管理委員会規程が策定されており、法第186条の規定に基づき、選挙管理委員会は、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに係りのある事務を管理している。例えば、選挙人名簿の管理、立候補届の受付事務、投票区（投票所）の増設や変更などが挙げられる。
- 3 半田市長選挙に関する情報については、令和5年5月12日付け、請求人から、「「久世陣営による平成3年5月30日告示の半田市長選挙での公職選挙法129条違反容疑」について（再判断依頼）」と称する新たな書面（以下、「再判断依頼書面」という。）が、半田市選挙管理委員会の事務局へ提出されている。再判断依頼書面では、主に従前からの内容が記載されているが、新たな内容として、「半田市選挙管理委員会が警察署と同様に捜査権限を有している」と記載されていた。この内容に関しては、関係書籍（公職選挙法逐条解説等）により、同委員会には、捜査権限がないことを確認し、同委員会事務局から委員へ情報提供及び意見交換がなされている。併せて、公職選挙法第7条に基づき、「検察官、都道府県及び市町村の公安委員会の委員及び警察官及び警察吏員は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない。」と規定されていることから、同委員会の事務局から、再判断依頼書面の内容を半田警察署へ情報提供及び情報交換して、捜査の対応を促している。

第5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第242条〔住民監査請求〕第1項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の确实さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。
- 2 先述「第4 監査委員が認定した事実」の1に記載のとおり、本請求書の返還金の算出根拠に記載されている半田市役所関係者（2,515人）の内、分掌業務において、半田市選挙管理委員会以外には、直接、選挙に関わる業務を執行しておらず、返還金の算出根拠に含むことは、相当でない。
- 3 先述「第4 監査委員が認定した事実」の2に記載のとおり、半田市選挙管理委員会としては、法令遵守の観点に基づき、同委員会の事務局から、同委員会の委員へ適切に情報提供や意見交換がなされている。また、同委員会の事務局と半田警察署が緊密な連携を図り、捜査の対応を促している。この点、半田市選挙管理委員会は、法令遵守に基づき、同委員会としての業務を適切に遂行しており、業務を怠った事実は認められない。
- 4 前述「第5 判断」の2に記載のとおり、半田市選挙管理委員会の委員及び事務局職員として、「法令を遵守し、業務を適切に遂行しており、業務を怠った事実は認められない」ことから、半田市選挙管理委員会の委員及び同委員会の事務局職員に支払われた報酬及び給与・賞与等については妥当であり、かかる支給手続きは、適正に行われている。

上記のことから、再判断依頼書面に対処した半田市選挙管理委員会及び同委員会の事

務局職員に支払われた給与・賞与等の支払いに関しては、「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上